

第3章 練馬区の今後の取組

1 基本方針

国の自殺総合対策大綱に示された基本方針等を踏まえ、練馬区は以下の4点を自殺対策の基本方針とします。

(1) 関連施策の連携を強化する

自殺のリスク要因である生活困窮、児童虐待、DV、いじめなどに対しては、それぞれの課題に対応する法制度等が整備され、様々な関係者や関係機関が連携して取り組んでいます。自殺には、これらの要因が複雑に関係することが多くなっています。自殺に関連する医療、福祉、保健、教育等の施策の連動性をさらに高め、多様な困難を抱えた人が包括的な支援を受けられるよう、制度の縦割りを超えて関係機関や団体等が緊密に連携・協力して取り組みます。

また、住民に身近な基礎的自治体ならではの役割を果たしつつ、より広域的な対応が望まれる施策については、国や都と連携して推進します。

(2) 区民・地域の理解を広げる

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得るものですが、危機に陥る人の心情や背景が一般に十分に理解されているとは言えません。そうした心情や背景への理解を広げ、危機に陥った場合には、一人で抱え込まず、援助を求めることが大切であることを地域全体の共通認識にしていきます。また、自ら援助を求められない人を発見し、見守り、相談やサービスなどの支援につなぐには、医療・保健・福祉等の専門家や関係機関だけでなく、身近な地域社会の理解が必要です。区民や地域の団体と関係機関等が力を合わせて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

(3) 生きることの包括的な支援として推進する

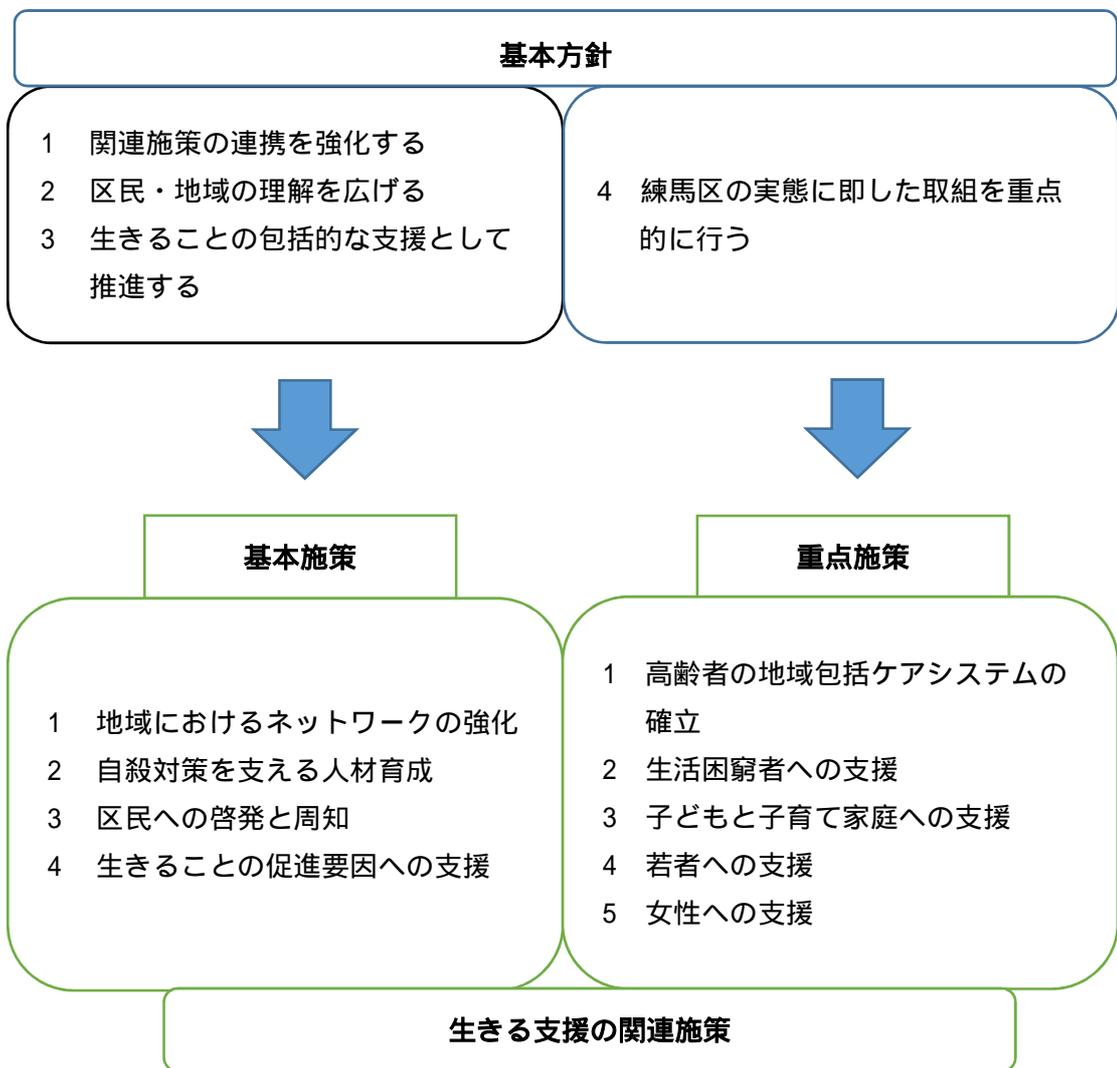
自殺の背景には、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があります。これらの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすことが必要です。それに加えて、人とのつながりや安心して受け入れられる居場所がある、自分を大切な存在だと思える、危機に陥った場合に誰かに助けを求めることができるなど、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やしていくことが大切です。狭義の自殺防止対策にとどまらず、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(4) 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

第2章で示した練馬区の自殺の現状と課題を踏まえ、特に自殺予防対策を充実・強化する必要のある対象として「高齢者」「生活困窮者」「子ども」「若者」「女性」を抽出し、重点施策として取り組みます。

この基本方針に基づき、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされている「基本施策」、練馬区の実態に即した「重点施策」、自殺対策に資する「生きる支援の関連施策」を実施します。

2 施策の体系



基本施策...市町村が共通して取り組むべき施策

重点施策...練馬区の実態に即した施策

生きる支援の関連施策...自殺対策に関連して生きる支援につながる施策

3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係団体、事業者、区民、行政が、連携・協働して総合的に自殺予防に向けた取組を推進していくことが必要です。

それぞれの関係者が自殺対策において果たすべき役割を自覚したうえで、相互に連携・協力していく仕組みを構築します。

関係機関等の連携体制の構築

ア 自殺対策推進会議 【保健予防課】

保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺予防を総合的に推進する体制を構築します。

イ 自殺対策検討委員会 【保健予防課】

副区長を委員長とし、庁内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。

各種相談窓口の連携

ア 相談窓口への同行等による橋渡し 【保健予防課】 新規

複数の問題を抱えた区民からの相談に対し、同行や電話により、適切な次の相談窓口へ着実につなぎ、関連部署と連携した支援を行います。区民には、希望に応じて「橋渡しシート」を活用し、複数の相談先の担当者などへスムーズにつなぎます。

イ 自殺予防の手引の作成 【保健予防課】 新規

関係機関および支援者向けに、自殺リスクを抱える人を早期に発見し、適切な相談機関につなぐための手引を作成します。

(2) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基礎となる重要な取組です。様々な分野の関係者および区民を対象にした研修等を開催することで、自殺を考えている人のサインに気づき、話を聞き、専門機関や医療機関につなぐなど、地域の連携や支援を担う人材の育成を推進します。

関係機関、関連職種を対象とした研修

ア 支援者向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】

民生児童委員に加え、ひとり親家庭・生活困窮者相談員等、支援者向けのゲートキーパー養成講座を実施します。

イ 窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】

保健福祉部門だけでなく、収納部門や教育部門などで窓口業務等に携わる職員が自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。

ウ 事業所向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】 新規

練馬産業連合会や業種別団体などと連携し、区内の事業所に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。

エ 介護サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知

【高齢社会対策課】 新規

練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護サービス事業者への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。

オ 障害福祉サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知

【障害者サービス調整担当課】 新規

練馬障害福祉人材育成・研修センターおよび練馬区障害福祉サービス事業者連絡会と連携し、障害福祉サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。

区民を対象とした研修

ア ゲートキーパー養成講座 【保健予防課】

子育てのひろばや学校応援団のスタッフ、青少年育成地区委員、町会・自治会、PTA等にも呼び掛けてゲートキーパー養成講座を実施し、地域で支援に協力できる人材を増やします。

(3) 区民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得る危機ですが、一般には特別な人だけの問題としてとらえがちです。命や暮らしの危機に陥った人が誰かに相談ができるようにするには、どこにどんな相談窓口があるか広く周知することが重要です。あらゆる機会をとらえて、相談窓口の情報を提供し、区民が自殺対策について理解が深められるよう積極的に普及啓発を図っていきます。

リーフレット等の作成と活用

ア 相談窓口を周知するリーフレットの作成 【保健予防課】 **新規**

個々の状況にあわせた適切な支援につなげられるよう、様々な相談先を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、医療機関・薬局や理美容所などの生活関連施設にも配置を依頼します。

イ SNS 相談（東京都等）の周知 【保健予防課】

東京都が実施する SNS 相談や民間団体が実施している相談窓口について、区のホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。

区民向けの講演会やキャンペーン等の開催

ア 自殺防止キャンペーン 【保健予防課】

9月の自殺予防週間にあわせて鉄道事業者と連携し、練馬区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間にあわせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示等を行います。

イ こころといのちの講演会 【保健相談所】

3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。

ウ 区立図書館での図書展示 【光が丘図書館】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせ、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関連する図書を展示し、来館者へ周知を図ります。

多様な媒体を活用した啓発（区報、ホームページ、SNS）

ア 自殺予防週間・自殺対策強化月間にあわせた区報・ホームページによる周知 【広聴広報課】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区のホームページ等に自殺予防に関して理解を深めていただく啓発記事や相談先を掲載し、周知

を図ります。

イ 「わたしの便利帳」への掲載 【広聴広報課】

「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。

ウ ねりまちてくてくサプリーによる周知 【健康推進課】 新規

区民の健康づくりを応援するためのスマートフォン用アプリを活用し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関することを周知します。

こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化

ア 精神保健相談、酒害・家族相談、うつ相談 【保健相談所】

精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。

イ アウトリーチ事業 【保健相談所】

自ら受診や相談のできない方と家族に対し、精神保健福祉士や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。

ウ 「ストレスチェック表」の活用 【保健相談所】【保健予防課】

区民自身が自分の心の状態に関心を持ち、ストレスチェック表を用いて、うつ病などを早期発見できるように周知します。

エ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置 【保健相談所等】

健康・医療・福祉関係者等による協議の場を通じ、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進める仕組みを作っていきます。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、地域における人と人とのつながりや、安心して受け入れられる居場所など、「生きることの促進要因」を増やす取組をあわせて行うことにより、自殺リスクを低下させる必要があります。地域全体で「生きることへの包括的な支援」を推進します。また、自殺未遂者や遺族に対する支援を強化します。

地域における居場所づくり

ア 地区区民館 【地域振興課】

地区区民館は、乳幼児から高齢者までが利用できる地域施設で、地域住民で構成される運営委員会が管理運営を行っています。児童館機能や敬老館機能とともに、地域住民の交流や自主活動の場を提供することで、地域のつながりづくりを進めます。

イ 街かどケアカフェ 【高齢者支援課】

高齢者の介護予防・健康づくりのための事業等を実施するとともに、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。

ウ はつらつセンター、敬老館 【高齢社会対策課】

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。

エ 子育てのひろば 【練馬子ども家庭支援センター】

学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称にこにこ）【子育て支援課】

0～3歳の乳幼児とその保護者などを対象とし、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。

オ 学校応援団ひろば事業、ねりっこクラブ

【子育て支援課】 【こども施策企画課】

地域のボランティアである学校応援団は、構成員に青少年委員や児童委員、PTAが含まれることも多く、様々な関係団体と連携をとりながら、子どもと直接的なかかわりを持っています。保護者や子どもの状況を把握できる機会となるため、悩みを抱えていると見受けられる子どもに、適切な対応をとっていきます。

カ 児童館（中高生居場所づくり事業等） 【子育て支援課】

様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を行うなかで、指導員が子どもや保護者の悩みを受け止め、子どもの健やかな成長と子育てを支援します。

キ 障害者地域生活支援センター 【障害者施策推進課】

オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで、障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援をします。

ク 民間団体の活動との連携 【協働推進課】

こども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。

自殺未遂者への支援

ア こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化

【保健相談所】 **新規**

こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。

遺された人への支援

ア 自死遺族への情報提供 【保健予防課】

大切な人を亡くされた方へ、NPO 法人の電話相談窓口等の情報を提供します。

イ 「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」による相談窓口の周知

【戸籍住民課】

「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」により、大切な人を亡くされた方への相談窓口等を周知します。

ウ 区民相談、保健師による相談支援 【広聴広報課】【保健相談所】

弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健相談所の保健師による相談支援等により、遺された人を支援します。

4 重点施策

(1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）における自殺者数624人のうち、60歳以上の方は225人と3分の1以上を占めています。また、年代別死亡率では70代が最も高くなっています。

高齢者は、退職や失業による生活困窮、身体疾患、介護、配偶者をはじめとした家族との死別や離別等、複数の困難を抱えることが多くなります。しかし、地域とのつながりが薄く孤立していたり、認知症のため自ら支援を求めることができなくなったりするなど、なかなか支援につながりくい場合があります。また、長期のひきこもりや精神疾患をもつ子どもがともに高齢化する「8050問題」など、高齢者本人だけでなく世帯の複合的な課題も顕在化しています。

様々な課題を抱えながらも自ら相談に行くことが困難な高齢者や家族を早期に発見し、地域での見守りや相談につなげられるよう、地域包括ケアシステムを確立し、誰もが孤立することなく、安心して暮らせる地域社会を目指します。

包括的な相談支援体制の確立

ア 地域包括支援センターによる相談支援 【高齢者支援課】

健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定申請の受付などを行い、地域の高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者や家族の様々な悩みを受け止め、介護事業者や関係機関等と連携して支援します。

イ 民生委員による相談支援 【福祉部管理課】

民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方を学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。

ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援

ア ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 【高齢者支援課】

ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、必要に応じて地域で見守る体制を整えます。

イ 認知症理解普及促進事業 【高齢者支援課】

認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。

ウ 介護なんでも相談事業 【高齢者支援課】

相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。

エ 家族介護者教室事業 【高齢者支援課】

在宅で高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する知識や技術等を学び介護者同士が交流できる機会を提供し、家族の負担軽減を図ります。

高齢者の社会参加の促進

ア 街かどケアカフェ事業 【高齢者支援課】 再掲

高齢者の介護予防・健康づくりのための事業等を実施するとともに、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、高齢者の在宅生活を支援します。

イ はつらつセンターや敬老館の運営 【高齢社会対策課】 再掲

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、社会参加を促進します。

ウ シルバー人材センター 【高齢社会対策課】

高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。

(2) 生活困窮者への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の自殺者の原因・動機では、健康問題について「経済・生活問題」が多くなっています。また、職業別では、失業者・その他の無職者が30%を占めています。

失業等による経済的困窮のほか、多重債務、家族との関係や病気の悩み等、様々な背景を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクの高い人が少なくないことから、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援等と自殺対策との連携を一層強化します。

支援につながっていない人を必要な支援につなぐための連携

ア 生活相談 【総合福祉事務所】

生活に困窮している方や、ひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方には保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。

イ ひとり親家庭総合相談窓口 【生活福祉課】

ひとり親家庭における生活、就労、子育て等の生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関につなげます。

ウ 納税相談・保険料納付相談等 【収納課】

区税や国民健康保険料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、担当部署と連携して必要な支援につなげます。

エ 多重債務相談 【経済課】

消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなぎます。

オ 生活サポートセンター（自立相談支援機関） 【生活福祉課】

庁内各部署において、生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンター（社会福祉協議会内）につなぎます。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向け支援を実施します。

カ 福祉資金の貸付 【総合福祉事務所】

災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」や、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方を対象とする「入院資金」の貸付を行い、生活困窮者を支援します。また、貸付相談を通して、関係機関の案内を行います。

「生きることの包括的な支援」の強化

ア 生活困窮者自立支援事業 【生活福祉課】

生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。

1) 生活困窮者住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはその恐れのある65歳未満の方のうち、収入・資産が一定基準以下の方に対し、家賃相当額を支給するとともに、就労支援を実施します。

2) 生活困窮者就労準備支援事業

ハローワークの雇用支援施策だけでは直ちに就労することが困難な65歳未満の生活に困窮している方に対し、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。

3) 生活困窮者家計改善支援事業

家計のやりくりで課題を抱える生活に困窮している方からの相談に応じ、「家計表」を活用して家計状況を見える化し、家計再生に向けた計画を立てること等により、相談者自らが家計管理できるよう支援を実施します。

イ 生活困窮者一時生活支援事業 【生活福祉課】【総合福祉事務所】

一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長6か月間、衣食住の提供と就労支援等を実施します。

ウ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【学校教育支援センター】

登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。

就学援助制度対象世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

ア 生活サポートセンターと保健相談所等の連携

【生活福祉課】【保健相談所】

生活サポートセンターで相談を受けた経済的な困りごと、生活や仕事、家計のやりくりなど不安や課題の背景にある家族関係や精神的な悩みなどについて、保健相談所等と連携し、解決へ導けるよう取り組みます。

(3) 子どもと子育て家庭への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の年代別自殺者数は、20歳未満が18人と最も少なく、年代別自殺死亡率も低い状況ですが、20歳未満の自殺死亡率は、国の統計によると全国の上位20～40%に位置しています。また、20歳未満の年代の死因の第一位は自殺です。

虐待、貧困、いじめ、家族関係の不和など、子どもが直面する困難は、今自殺に至らないとしても、将来の自殺リスクを高める要因になります。子どもが現在および将来に抱える（可能性のある）様々な困難、ストレスに対し、自らSOSを発するなど対処方法を身に付けることができるよう、相談先の周知や教育・啓発を充実します。また、子どもの身近にいる保護者への相談支援を充実するとともに、子どもが出したSOSに周囲の大人が気づき、受け止められるよう普及啓発を充実します。

いじめ防止対策の強化

ア いじめ相談メール 【学校教育支援センター】【教育指導課】

区のホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を送受信し、問題の改善・解決に向けて、学校へ連絡や、教育相談室等相談機関の紹介を行います。

イ いじめ防止対応研修 【教育指導課】

各校のいじめ防止対策教員に対する研修会を実施することで、いじめの抑制につなげます。

児童虐待防止の強化

ア 要保護児童対策地域協議会 【練馬子ども家庭支援センター】

地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。

イ 育児支援ヘルパー事業、要支援家庭ショートステイ事業

【練馬子ども家庭支援センター】

要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。

子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供

ア 子ども相談カードの配布 【学校教育支援センター】

電話相談・いじめ相談メールの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に1人1枚配布します。

イ スクールソーシャルワーカー活用事業 【学校教育支援センター】

社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

ウ スクールカウンセラー配置事業 【学校教育支援センター】

児童および生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。

エ 心のふれあい相談員配置事業 【学校教育支援センター】

スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図ります。

オ 適応指導教室 【学校教育支援センター】

不登校児童・生徒に対して心の安定を図るための相談活動や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう支援します。

カ 居場所支援事業 【学校教育支援センター】

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ぱれっと」を設け、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。

キ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【学校教育支援センター】 再掲

登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。

就学援助制度対象世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

児童生徒の SOS の出し方教育の実施

ア 子どもの SOS 教育 【教育指導課】

自殺予防をテーマに、「SOS の出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成の DVD を活用した授業を行います。

この授業を適切かつ効果的に行えるよう、生活指導担当者研修会において、東京都作成の DVD、資料等を活用した授業、指導について研修を実施します。

身近な大人への支援体制の強化

ア 母子保健事業 【保健相談所】

妊婦全員面接やこんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、育児相談などを通して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。

イ 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【練馬子ども家庭支援センター】

子どもと家庭に関する総合相談および情報提供を行います。また、子ども家庭支援センターと区役所にすくすくアドバイザーを配置し、子育て支援施設や事業を円滑に利用できるよう情報提供とアドバイスをを行います。

ウ 子育て相談 【保育課】

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

エ 教育相談 【学校教育支援センター】

教育相談室(4か所)で、いじめや不登校、言葉や発達の遅れ、学習の悩みなどを、教育・心理・医療の専門相談員が相談に応じます。

オ ゲートキーパーの養成 【保健予防課】 再掲

青少年育成地区委員、学校応援団ひろばスタッフ等の子どもの支援に関わる地域の支援者に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。

(4) 若者への支援

練馬区の過去5年間(平成24年～28年)の年代別自殺者数・死亡率は、中高年の年代に次いで20代が多くなっています。20代の自殺死亡率は、国の統計によると全国の上位20～40%に位置しています。また、30代以下の年代の死因の第一位は自殺です。

20代での自殺が増える背景には、学業や仕事などで人生における重要なライフイベントに直面することや、子ども時代からの成育環境など様々な要因が関係していると考えられます。義務教育が終了し、地域社会や学校といったつながりから離れて孤立してしまうと、自殺リスクが高まる要因になります。

また、この時期に引きこもり等が始まって、適切な相談や支援につながらないまま長期化することも少なくありません。

義務教育終了後の10代後半からの若者に対する相談支援や居場所づくりなどにより、若者の自殺予防を推進します。

若者が相談できる場の提供と周知

ア ねりま若者サポートステーション事業 【青少年課】

就労や自立を目指す15～39歳の若者や保護者等からの相談の実施、区内で利用説明会を開催するなど、若者の総合相談を実施します。

心理相談や就労活動の基本講座、コミュニケーション能力などの基本トレーニングの実施や、保護者に対するセミナーを行うことにより、若者の自立を支援します。

イ 思春期・ひきこもり相談(家族グループ相談) 【保健相談所】

ひきこもり状態にある子どもをもつ家族や子どもを対象に、グループ相談や個別相談を実施します。また、若者自身のこころの悩みの相談にも対応します。

ウ 若者総合相談(東京都)等の周知 【保健予防課】

東京都若者総合相談センターは、若者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じ、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区のホームページ等で周知します。

(5) 女性への支援

練馬区の過去5年間(平成24年~28年)の自殺者のうち、未遂歴のある人は、男性より女性の方が人数・割合ともに多くなっています。女性には、性被害、産後うつ、DV、子育てや介護の負担が重くなりがちであるなど、特有の自殺リスクがあります。女性が直面する可能性のある様々な困難に対して、支援や相談窓口の充実を図ります。

妊産婦への支援

ア 妊婦全員面接 【健康推進課】【保健相談所】

妊娠届出時に保健師等の専門職が面接を行い、支援が必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。若年妊娠や予期せぬ妊娠、病気や育児に不安がある場合などには早期に個別支援を開始します。

イ 産後ケア事業 【健康推進課】【保健相談所】

家族の支援がなく、体調や育児に不安がある産後の母子が助産師のいる施設で、休養を取りながら子育ての方法等を学ぶことができます。ショートステイ、デイケア、早期訪問により母子の支援を行います。

子育て期の支援

ア 保健相談所の母子保健事業 【保健相談所】 再掲

妊娠期から出産、子育て期まで、下記の検診や相談等を通じてからだの変化や子育ての不安等について保健師が相談に応じ、子育ての不安を軽減します。必要に応じ、関係機関と連携しながら支援を継続していきます。

(妊婦健康診査、妊産婦歯科検診、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児栄養歯科相談、保健師による電話相談、訪問支援等)

イ 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【練馬子ども家庭支援センター】 再掲

子どもと家庭に関する総合相談および情報提供を行います。また、子ども家庭支援センターと区役所にすくすくアドバイザーを配置し、子育て支援施設や事業を円滑に利用できるよう情報提供とアドバイスをを行います。

子育てのひろば「ぴよぴよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。

ウ 子育て相談 【保育課】 **再掲**

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

若年女性への支援

ア 男女共同参画センターでの講座

「若年女性のための私のこれからのライフ」 【人権・男女共同参画課】

職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える若年女性に対し、自分が孤立している社会の現状を理解し、自立への道程を考える機会とします。また、当事者同士の交流を通して、孤立感を解消します。

男女共同参画センター相談事業

ア 一般相談(総合相談) 【人権・男女共同参画課】

家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティについて等、様々な悩みや困っていることについて、必要な助言、支援先の案内その他適切な援助を行います。

イ 専門相談(心の相談) 【人権・男女共同参画課】

相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。

ウ 専門相談(DV専門相談) 【人権・男女共同参画課】

配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。

自殺未遂者への支援

ア ところといのちのサポートネット(東京都)と保健相談所の連携強化

【保健相談所】 **再掲**

ところといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。

5 生きる支援の関連施策

区では、区民福祉の向上のため、様々なサービスを実施しています。それらのサービスのなかで、こころと体の健康の維持・増進や各種の相談、手当や助成などによる生活支援、地域の交流促進など、「生きることを支える」施策について、自殺対策に関連する視点をもち、全庁的に推進していきます。

(1) 保健・医療

健康診査・保健指導

がん検診

健康づくり事業・健康相談

健康づくりボランティア育成事業

働く世代応援プロジェクト

健康いきいき体操・ゆるらく体操・お口すっきり体操の普及啓発

難病医療費助成・難病等患者支援

歯科健診・歯科相談

ねりま子育てサポートナビ

乳幼児心理相談・療育相談

栄養相談・食育

育児学級

地域食育講座

大気汚染医療費助成

公害健康相談（アレルギー相談等）

自立支援医療（精神通院医療助成）

自立支援給付・地域生活支援事業（精神）

精神障害者の家族への支援

小児等在宅療養推進事業

高齢者等在宅療養推進事業

心身障害者（児）歯科相談

心身障害者（児）および要介護高齢者歯科診療

(2) 福祉

（福祉一般）

各種資金の貸付（応急小口資金、高等学校進学準備資金、女性福祉資金、高齢者および心身障害者の入院資金、母子及び父子福祉資金等）

ボランティア・地域福祉推進センター

権利擁護センター

保健福祉サービス苦情調整委員

地域福祉パワーアップカレッジねりま
福祉のまちづくり
地域福祉推進
中国残留邦人等支援給付・地域生活支援事業
厚生文化会館

(高齢者福祉)

高齢者の生活ガイド
シニアナビねりま
高齢者生活支援（自立支援用具給付、食事サービス等）
高齢者在宅生活あんしん事業
高齢者住宅対策（高齢者集合住宅、居住支援）
老人クラブ連合会助成
介護予防・日常生活支援総合事業
介護保険施設等整備（特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム等）
介護保険制度の運営
在宅医療・介護連携推進事業

(障害者福祉)

障害者福祉のしおり
障害者福祉施設の運営（地域活動支援センター、福祉作業所、福祉園、中村橋福祉
ケアセンター、心身障害者福祉集会所、しらゆり荘、大泉つつじ荘、こども発達支
援センター）
身体・知的・精神障害者相談員
就労・職業相談
自立支援給付
地域生活支援事業
地域活動支援センター 型事業
緊急一時保護
障害者虐待防止
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
障害者差別解消推進事業
各種福祉手当
心身障害者医療費助成

(3) 子育て支援・教育

児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成
子どもショートステイ、トワイライトステイ

ファミリーサポート
乳幼児一時預かり事業
短期特例保育
子育て支援情報提供事業
子育てスタート応援券事業
外遊びの場提供事業
保育サービスの充実（区立・私立保育所、地域型保育事業、認証保育所等）
練馬こども園、認定こども園
区立、私立幼稚園
学童クラブ、放課後児童等のひろば
子育て支援啓発講座
子育て学習講座
父親育ち講座
ねりま遊遊スクール
子供安全学習講座
若者自立支援事業
青少年館の運営
道徳教育および人権教育
安全教育
キャリア教育
学校・地域連携事業（学校サポーターの登録）
地域未来塾
適応指導教室、居場所支援事業
特別支援教育（特別支援学級・特別支援教室）
就学相談
学校生活支援員・学校生活臨時支援員の配置
就学援助
学校保健
子どもの読書活動の推進
ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

（４）生活・経済・労働・その他

一般区民相談
人権擁護相談
身の上相談
法律相談
消費生活相談

交通事故相談
労働相談
外国語での生活相談
ワークライフバランスの推進
ワークサポートねりま（職業相談・紹介）
練馬ビジネスサポートセンター（総合相談、法律・労務など専門相談）
産業融資あっせん
区営住宅
振り込め詐欺等防止
犯罪被害者の支援
人権啓発事業
高齢者や障害者のごみの戸別訪問収集
空き家やいわゆる「ごみ屋敷」等の適正管理
駅ホーム転落防止